

時評



弁護士
角田由紀子

20 25年11月、都内のマッサージ店でタイ国籍の12歳の少女が日本人男性たちに性的行為を強要されていたことが発覚した。児童買春禁止法では、18歳未満の子どもに対して性交類似行為を行うことは犯罪である。この事件では行為者は店の客であったが特定できなかつたらしく児童買春禁止法による処罰を受けていない。少女を雇い入れた店の経営者は労働基準法違反などの疑いで逮捕されたと報じられた。この事件でクローズアップされたのは、日本では買春者が処罰されず、いわば買春天国と海外からも見られる恐ろしい状況にあることだ。さすがに国会でも問題になり、高市首相は平口法相に対して検討を指示したが、法相は買う側の処罰について「国民の自由を不當に制限することがないかなど十分に検討が必要」と述べた。買春処罰がなぜ国民の自由を不當に制限することになるのか、理解に苦しむ。これでは買春する側にあたかも「買春権」とでも呼ぶべき権利があると言っているのに等しい。日本の売防法は、3条で買うことも売ることも禁止しているが、3条自体には禁を犯しても罰則がない。タイ少女事件の背景にあるのは、買春

脱性売買へ向けて

が禁じられているが罰せられない実態である。この事実は海外でもよく知られており、インバウンドの男性たちが安く女性を買える場所として有名になった新宿・大久保公園あたりに群がっており、少女たちに声をかけている。一方で、歌舞伎町あたりで客を求めて立っている少女を含む女性たちが逮捕されたという報道によく接する。この女性たちは、売ったことでは処罰されないが、売防法5条で客待ち等をしたことで逮捕されている。2024年4月に施行された「困難女性支援法」の制定に伴い売防法違反の女性への更生等に関する規定が廃止され、5条違反の女性のみを対象にしていた17条(婦人補導院制度)も廃止された。この制度は保安処分とされており、5条違反で有罪となり執行猶予になった20歳以上の女性のみを半年間婦人補導院に収容して生活指導等を行うもの。この施設は個室に鍵がかかる刑務所並みの施設であった。売った女性は、3条との関係で「売った」ことでは処罰されないが「誘った」ことで処罰される仕組みであった。しかし、当事者の女性たちは、「売った」ことで処罰されると思っており、当事者への支援の手もない状況では女性たちは「売った」ことで処罰されるを受け取っていた。公式の説明では5条は環境保護のためとされていた。平口法相は国会で5条は性売買による「風紀の乱れ」に着目したもので、「規制は必ずしも不合理なものではない」と説明した。

性売買(「売春」は実態に合わない用語なので、韓国に倣って性売

買と呼ぶ)への対応についてよく知られているのがスウェーデンで1999年に始まった買春者処罰と売った女性への保護・支援策の提供をする法制度である。北欧方式と呼ばれており、北欧やフランス、カナダも同様の法律を制定して買春根絶を目指している。性売買は売った女性を処罰するのではなく、そこに追い詰められた女性の実態に合う形での支援と買春禁止こそが人権観点から求められているとの理解による。日本では性売買は売防法と風営法の適用を受けている。売防法3条は売春を3つの要素、有償(約束も)で不特定の人と性行為をする、で極めて狭く規定している。この定義から零れ落ちたさまざまな性的行為は性交類似行為として風営法の条件を満たせば「合法」店として行える。風営法上の営業は「許可」の対象であるが、性風俗関連営業は許可ではなく届け出で足りる。町中にあふれている性風俗店はかくして合法な存在であり、売春行為を行っていないことになっているがそれを信じる人はいまい。さて、日本は性売買にどう真剣に取り組むのか。因みにフランスは2016年に買春者処罰と被害者救済をセットにした法律を制定している。処罰は高額の罰金で被害者支援の財源となっているとのことである。日本は70年近く、女性の人権侵害を見て見ぬふりをして来た国であるが、性売買の実態をきちんと調査して法的対応を改め急がれる。それなくしてはジェンダー平等は単なる言葉でしかない。

(つのだ ゆきこ)